

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件

「北海道大学に求めた処置と責任」について

2013年1月に結成した「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は、①スパイ冤罪事件を糺し、②北大には退学撤回と名誉回復を求め、③秘密保全法立法策動阻止——を目的に掲げて運動を展開してきた。

本稿では、②に関し「北大に求めた処置と責任」について述べる。

2015年末時点までの北大の宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」に対する処置と責任の明確化は不十分であり、真理に倚って立つ自主独立の自修心涵養を掲げる教育の府・学問の府としての理念に悖ると言わざるを得ない。

本会としては、宮澤弘幸に代わるその遺族（実妹・秋間美江子さん）への謝罪と責任の明確化とともに、宮澤弘幸の不屈の精神を顕彰する一環として、また二度と戦争を起こさせない決意を込め、北大構内に「心の会の碑」（仮称）建立の敷地提供を求めている。

宮澤弘幸の検挙から死亡まで

宮澤弘幸は1941年12月8日、場所・時刻は不明だが、内務省指令による一斉検挙によって、恩師レーン夫妻らと共に、特高に検挙された。札幌、夕張、江別などの道内警察署に回され、拷問による取調べを受ける。1942年4月9日軍機保護法、陸軍刑法違反等で起訴。12月16日札幌地裁、懲役15年判決。1943年5月27日上告審（大審院）上告棄却。網走刑務所に収監。1945年6月網走刑務所から宮城刑務所へ移監。同年10月10日、GHQによる超法規処置で出獄。同年12月8日付で北大へ復学願提出。同12月21日付で復学許可。ただし履修手続き、学費納入等の記録なし。1946年12月末に咯血し、翌1947年2月22日、肺結核で死去。

＜北大の対応＞ 宮澤弘幸検挙の知らせを受けた両親は札幌に急行し、当時の今裕・北大総長の自宅を訪ねたが何ら応えて貰えなかった。その後1942年4月1日付で「家事上の都合」理由の退学願によって退学処理されている。これをもって、北大は学内身分にかかる所定の処置をすべて確定させたとし、宮澤弘幸とは無関係であるとの立場をとった。この経緯からは、自大学の学生への弾圧に対して、大学として一片の抵抗はおろか、調査、支援の跡も見られない。

レーン夫妻の検挙から死亡まで

ハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻は1941年12月8日に検挙された後、翌1942年3月31日付で、北大との雇用契約を一方的に解約されている。札幌地裁は同年12月14日ハロルドに懲役15年、同21日ポーリンに同12年の判決。大審院は1943年5月5日ポーリン、6月1日ハロルド、いずれも上告棄却し、刑確定。道内刑務所に収監された後、1943年9月、日米交換戦で

アメリカへ送還された。

戦後、ハロルドは北大の再招聘で1951年4月17日北大着任。国は1960年ハロルドに勲五等瑞宝章。1963年、退官の折、教え子たちが「レーン先生ご夫妻謝恩記念事業会」を発足、これを受けた北大は1965年に「レーン記念奨学金」を創設。先立つ1963年8月7日ハロルド死去。1966年7月15日ポーリン死去。夭折した長男・ゴードン共々札幌・円山墓地に眠る。再来日したレーン夫妻は、自らと宮澤弘幸が検挙された経緯等については、口をつぐんで何も語らず、記録も残していない。

＜北大の対応＞ 戦後、北大当局が再招聘に踏み切った経緯は必ずしも明らかでないが、再赴任後のレーン夫妻の誠実な教育姿勢は、多くの北大人に感銘を与え、北大はそれなりに遇した。この経過を見れば、北大は冤罪事件には一切触れないまま、レーン夫妻の名誉回復を事実上行っていると見えなくはない。

宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」に対する戦後の北大の対応

◆2012年まで

本件活動で出会った北大OBの多くが、一様に「レーン夫妻は知っているが、宮澤弘幸のことは初めて知った」と言っている。これは、北大当局がとった両者への対応の違いがそのまま表れたとも窺えるが、宮澤弘幸への対応は戦後も極めて冷淡で、無視に近い。

1965年刊『創基80年史』、1980～1982年刊『百年史』の北大正史のいずれにも、レーン夫妻の送還帰国については触れているが、宮澤弘幸についての記述は何もない。

以来、1987年刊『ある北大生の受難—国家秘密法の爪痕』の著者・上田誠吉弁護士らの活動によって、宮澤・レーン冤罪事件が社会的な運動になる中でも沈黙を続け、2001年刊の『北大の125年』でようやく取り上げたが、冤罪の事実と宮澤弘幸の名を記す程度のわずか十数行だった。

2010年、北大内部から調査の機運が生まれ、北海道大学大学文書館長・逸見勝亮による論考「調査報告・宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考—北海道大学所蔵史料を中心に」（北海道大学大学文書館年報第5号、2010.3刊）が発表された。翌2011年にも、この逸見論考を批判する視点からの「戦時下、時代に棹さした北大生宮澤弘幸、再論；逸見勝亮氏『宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考』評（井上勝正）」が同じ大学文書館年報（6号）に発表されたが、いずれも一学究の論考の形をとっており、北大としての正式見解とはなっていない。

2012年に、同大学文書館員・井上高聡による「目録・上田誠吉旧蔵宮澤・レーン事件関係資料」（北海道大学大学文書館年報第7号）が発表された。

◆2013年以降現在まで

状況が動き始めたのは、2012年10月24日、宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんが、遺品アルバムを北大に贈り、大学としての調査を求めたことによる。同時に「退学処置を撤回し、名誉を回復して欲しい」と要請、北大は「調査はする」と答えたが、依然、腰は重かった。

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が結成されたのは、この一連の動

きの中からで、前後して、安倍政権が成立し、秘密法制定から戦争法制定へと激動していくことになる。

以後の動静は、折に触れて本会・会報等でみなさまへもお伝えしているのですが、重複を避け、成果につながる主な動きと課題に絞って報告させていただく。

一番大きな動きは、事件発生以来、一切に蓋をしてきた北大当局が、秋間さんと本会の申入れに一部ながら対応する形で、学内記録の全面調査に重い腰を上げたことだ。既に、ハロルド・レーンにかかる雇用関係や、宮澤弘幸にかかる学籍簿等については逸見論考の段階で明らかになっていたが、存在しないと言われていた「退学願」をはじめ、退学指令書、復学願、復学指令書、死亡届、死亡診断書など宮澤弘幸の学生身分にかかる原物記録が続々見つかり、その原物コピーが秋間さんと本会にも渡された。

また、これら記録や北大としての処置を説明するために、副学長らが、アメリカ・ボルダー在住の秋間さん宅を訪ね（2013年5月）、さらに若干の紆余曲折を経ながらも、本会との対面交渉の場に臨むに至っている。対面交渉は前後2回（2013年6月、2014年5月、いずれも三上隆・副学長が出席し、総長の代理として対応）にわたり、この間、文書による「回答」もあり、以下のような見解・約束が表明されている。

- ① 宮澤氏に関する歴史的な出来事を、北大としても風化させることなく、後世に語り継いでいく。
- ② 「冤罪と理解しているということか」の問いに「そういう理解、位置づけで結構だ」。
- ③ 「二度と戦争を起こさせないという一点では一致できる」との念押しに、大きな頷きで応える。
- ④ 新たに発見された資料に基づく報告書を、北海道大学大学文書館年報に掲載する（同年報第9号に「<研究ノート>工学部学生宮澤弘幸の在学について 井上高聡」を掲載。「内容は大学としての公式見解か」との問いに「150年正史には北海道大学として位置付けられる」）。
- ⑤ 2026年の創基150周年記念誌事業で発行する記念誌では、北大の歴史の中に冤罪と指摘されていることも含めて正史として位置づけたい。
- ⑥ 退学願の日付は4月1日となっているが、実際に受理したのは4月30日から5月7日までの間であり、4月1日としたのは事務処理のためと推測される。
- ⑦ 北海道大学総合博物館では既に「宮沢・レーン事件」のパネルを常設展示しているが、百年記念会館ロビーの展示でも新たに宮澤氏に関する展示を行っている。
- ⑧ 寄贈された宮澤氏のアルバムを保管している大学文書館は、将来は独立した建物に移って、独自の展示スペースを設ける計画となっており、その際には、アルバムなど貴重な資料をここに展示したいと考えている。
- ⑨ 英語教育に貢献されたレーン先生を記念して「北海道大学レーン記念賞」を設けているが、新たに「北海道大学宮澤記念賞」を設ける。宮澤氏が優れた語学力と国際親善の精神を備えた学生だったことを記念し、レーン賞が英語対象なので、宮澤賞は英語以外の語学を対象とする。（2015年度から実施）。

以上であり、個々にはあいまいさが多々見られ、保証力にも懸念を残しているが、ともかくも宮澤・レーン・スパイ冤罪事件に正面から向き合わさせ、名誉回復に留意し、遺族に一定の誠意を見せたことは窺われる。最初に述べたように、名誉回復に伴う謝罪と責任の明確化がなされていない段階での総括は尚早だが、現時点での北大のぎりぎりの線は見えていると思われる。

問題は今後の課題となるが、「宮澤記念賞」の実施前後からは、一転とってよいほど、対応が頑なとなっており、ほとんど門戸を閉ざしている。北大内部で、どのような動きがあり、どのような議論が行われているのかは窺いしれないが、本会としては、引き続き正面から、宮澤弘幸に代わる唯一の遺族である妹・秋間美江子さんに対する謝罪と、自大学の学生を弾圧から守ることができなかった責任の明確化、さらに北大OBと多くの市民が求めている「心の会の碑」（仮称）建立のための北大構内での敷地提供について求めていくことにしている。

以上の経過を踏まえて、本会は2015.12.5幹事会で、今後の基本的な方針を討議し「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許してはならない」「秘密保護法・戦争法は廃棄すべきである」との総意を確認の上、以下の三点を今後の具体的方針として決定した。

- 1、安倍暴走政権を打倒し、秘密保護法、戦争法を廃止させるためには、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広範に広めていくことが不可欠な課題である。従って、困難はあっても
- 2.23 総括踏まえて、「真相を広める会」は毅然として存続させる。存続することに意義がある。
- 2、幹事・会員個々の体力・気力に応じて、励まし合いながら「無理のない活動」に手弁当で取り組むことを基本とする。
- 3、これまで継続してきた活動については、以下の方針で取り組む。
 - ①幹事会開催、「会報」発行等の組織的活動は中断する。
 - ②12.8札幌、2.22東京での集会は、その都度、支援団体等に呼びかけ実行委員会を立ち上げて取り組む。
 - ③秘密法反対全国ネットワークとの連携は継続する。
 - ④ホームページは必要に応じて事務局で更新していく。
 - ⑤幹事はじめ会員は、本会の会員として取り組んだ結果を事務局に報告する。事務局はそれを記録し、必要に応じて幹事間に連絡する。

本会は、以上のように、現状を踏まえる中で可能な限りの運動継続を確認しているが、北大の態度を変えさせるためには、戦争法に反対して立ち上がった北大現職の教員たちをはじめ、多くの北大OBのみなさんの、さらに大きな力の結集が不可欠だと考える。

北大OBのみなさんに期待すること大である。

2016年2月22日

福島 清 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局長